

有料職業紹介事業に関する情報の明示（職業安定法第 32 条の 16 第 3 項に基づく開示）

当社が運営する有料職業紹介事業につきまして、職業安定法に基づき、手数料表および返戻金制度（返金規定）に関する事項を以下の通り明示いたします。

1. 手数料に関する事項

当社の有料職業紹介における紹介手数料は、原則として、紹介により採用された求職者の「想定年収の 50%（消費税別）」を上限といたします。

ただし、具体的な手数料の算出方法および金額につきましては、求人企業様との間で個別に締結する「有料職業紹介契約書」の定めを優先するものとします。

2. 返戻金制度（返金規定）に関する事項

紹介により就職した求職者が、入社後に早期離職（自主退職またはご本人の責による解雇）となった場合、当社は求人企業様に対して、受け取った紹介手数料の全額または一部を返還する「返戻金制度」を設けております。

- **一般職種：**

入社後 3 か月以内の離職を対象とし、具体的な返還割合や期間は求人企業様との個別契約に基づきます。

- **介護・医療・保育職種：**

法令に基づき入社後 6 か月以内の離職を対象とし、具体的な返還割合や期間は求人企業様との個別契約に基づきます。

※具体的な返還期間、返還割合、その他詳細な適用条件につきましては、求人企業様と個別に締結する「有料職業紹介契約書」の定めを優先するものとします。

以上